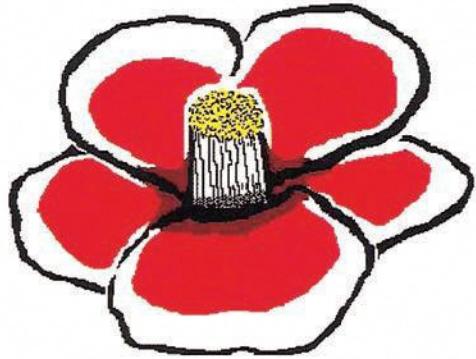


家畜衛生情報

つばき



季刊 第154号
令和7年 冬号



初セリ風景

目次

- P. 2 …高病原性鳥インフルエンザ発生状況
長崎県内の野生イノシシ豚熱感染地域拡大
- P. 3 …ランピースキン病の防疫対策について
春節時期における家畜防疫対策の徹底について
- P. 4 …定期報告提出のお願い
飼養衛生管理基準遵守「実践7項目」の取組みお願いと優良事例の紹介について
- P. 5 …牛のアルボウイルス感染症検査結果について
- P. 6 …精液や受精卵の受渡には譲渡契約を結びましょう
「母牛管理」が子牛発育改善のカギ

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



高病原性鳥インフルエンザ発生状況

1月22日時点で1道1府10県で全17事例が確認され、今シーズンにおける殺処分羽数は12月1日時点で、昨シーズンと同規模です。

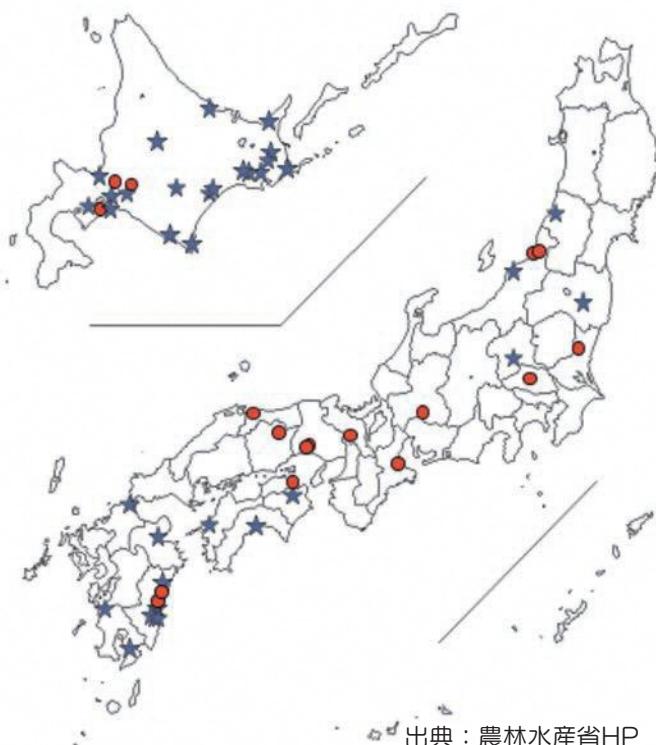
渡り鳥の飛来が本格化する10月から翌年5月までは警戒強化期間となっています。

昨シーズンにおいては、死亡羽数の増加を誘導換羽の影響と誤認したこと等により、通報が遅れ、発生が拡大した事例もありました。

鶏飼養農家の皆様におかれましては、引き続き飼養衛生管理を遵守いただき、異状が確認された際は、当所へ早期通報をお願いします。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



高病原性鳥インフルエンザ

発生予防

のポイント

01 農場に入る全ての人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。

**⚠ 周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。**



02 衛生管理区域・家きん舎ごとに専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。

⚠ 着替え・履き替えの前後で交差しないよう境界を明確に。



03 ウイルスを媒介する野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。

**「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」**



長崎県内の野生イノシシ豚熱感染地域拡大

長崎県内では令和7年2月以降、松浦市のみで野生イノシシの豚熱感染が確認されていましたが、諫早市で捕獲された野生イノシシにおいても令和8年1月13日に感染が確認されました。

令和5年9月より九州全域がワクチン接種推奨地域となり、飼養豚へのワクチン接種が実施されています。

養豚農家の皆様におかれましては、ワクチンの適正接種と野生動物侵入防止対策の徹底をお願いします。



- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
 - ・人・物の出入りの記録
 - ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、攪拌しながら摂取90度以上・60分間以上の加熱処理を徹底

- ②野生動物対策
- ・防護柵の設置等による野生動物侵入防止対策
 - ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
 - ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

ランピースキン病の防疫対策について

家畜伝染病予防第六十二条第一項に基づき、「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令」が策定されたことに伴い、「ランピースキン病防疫対策要領」が一部改正されました。今回の改正により、法的強制力をもったまん延防止措置が講じられることとなり、ウイルス分離検査により本病ウイルスが分離された牛等は患畜とし、遺伝子検査により陽性となった牛等は疑似患畜と判定されます。

本病の患畜は速やかに隔離されるとともに、本病を疑う同居牛等は21日間を超えない範囲において移動の制限が指示されます。また、患畜等が確認された後、原則として14日間以内に当該患畜等の殺処分を行うよう都道府県知事から命ぜられます。

本病の症状が疑われ、検体を採取した場合、採取した牛等や同居牛等が本病に感染していないと判定されるまでは以下の措置がされます。

- ①牛等、生乳（患畜等）、精液（検体採取日から過去42日より前は除く）、その他（家保等が指導したもの）
- ②当該農場で使用した器具を農場外に搬出する際は消毒を実施
- ③疫学情報の収集

過去35日間の牛の移動履歴、人及び車両の移動範囲並びにこれらの入退場履歴、過去42日間に採取された精液の出荷先

- ④その他家保が指導したもの

対策としてワクチン接種（原則頸部に接種）があります。副反応としてワクチン接種部位の局所的な腫脹、壊死及び発症牛と同様の結節形成や潰瘍のない皮膚病変（ニースリング反応）がみられることがあります。このニースリング反応がワクチン接種後14日経過しても認められ、家保が必要と認めた場合は検査を実施します。



春節時期における家畜防疫対策の徹底について

アジア地域では家畜伝染病の発生が継続して確認されています。アフリカ豚熱及び口蹄疫については、中国、韓国等の近隣国を含むアジア地域に広く浸潤しており、特にアフリカ豚熱については韓国において令和8年1月16日に養豚場での発生が確認されています。

国内では、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、どこで発生してもおかしくない状況が続いている。豚熱については、野生いのししの感染区域が徐々に広がっており昨年はこれまで発生のなかった県での発生が確認されました。

春節を迎えるにあたり人や物の流れが活発になることで、伝染病の発生リスクが高まることが想定されます。

畜産農家の皆様は、特に以下の項目について遵守徹底いただくとともに、飼養家畜の異常を発見した場合は、早期通報をよろしくお願ひします。

- 畜産関係者等の家畜伝染病発生地域への渡航の自粛
- 特に、外国人従業員への海外からの肉製品が郵送できない旨の注意喚起、肉製品郵送確認時の動物検疫所への連絡
- 部外者や車両等の農場への出入り制限を看板等で周知
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
- 畜舎、車両、人、物品等の消毒励行
- 消毒薬の効果的な使用（有機物除去、適切な濃度、定期的な交換等）
- 防護柵、防鳥ネット等の点検と不備を認めた際の修繕
- 農場周辺の草刈りや枝剪定等による農場への野生動物の侵入防止
- 野生動物を誘引しないよう、死亡家畜・家きんや排泄物等の適切な管理・処理

定期報告提出のお願い

家畜伝染病予防法により、愛玩目的も含めて家畜・家きんを1頭(羽)でも飼養している方は、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が義務付けられています。令和7年9月に飼養衛生管理基準の一部改正を受け、今年の報告から新たにエミューが対象家きんに追加されました。

従来通り紙での報告・申請もしていただけますが、飼養衛生管理等支援システムで電子申請も可能です。初めて利用される場合、gBizIDプライムを取得後、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)から申請してください。



飼養衛生管理等支援システムについて



飼養衛生ポータル

提出期限

・牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者

⇒ 令和8年4月15日

・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、エミューの所有者 ⇒ 令和8年6月15日

飼養衛生管理基準遵守「実践7項目」の取組み お願いと優良事例の紹介について

飼養衛生管理基準の遵守は、家畜の所有者の義務として、家畜伝染病予防法第12条の3第3号に規定されています。

遵守率向上を図るために、農場に入出する機会がある関係者の皆様も、下記に示す7つの項目から取り組んでいただきますようお願いします。

○衛生管理区域に入る際の措置

- ①立入台帳への記入
- ②車両消毒
- ③手指の消毒等
- ④長靴の消毒
- ⑤衣服の消毒

○畜舎に入る際の措置

- ⑥手指の消毒等
- ⑦長靴の消毒

ご自身の業務用車両に、消毒液が入った蓄圧式噴霧器やハンディスプレー等を常備してください

看板の設置



記録の作成・保管



車両の消毒



手指の洗浄消毒、長靴の交換・消毒



畜舎等の野生動物による被害防止対策



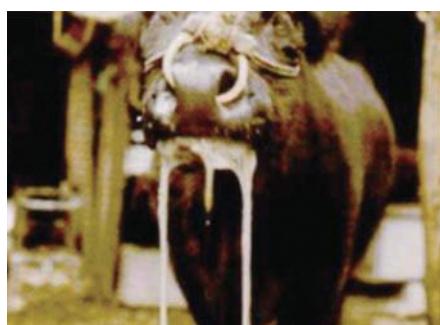
牛のアルボウイルス感染症検査結果について

毎年6月～11月にかけて未越夏牛の子牛の血液から抗体検査を行い、又力力等の吸血昆虫によって媒介される牛アルボウイルス（牛流行熱ウイルス等）の動きを調査しています。今年度も新上五島町を含む管内5戸の牛飼養農家にご協力いただき、合計15頭について検査を行いました。

管内では、アイノウイルス (AINOV) の流行、シャモンダウイルス (SHAV)、イバラキウイルス (IBAV) が確認され、昨年度、五島で流行が認められたアカバネウイルスは確認されませんでした。県内他地域においても五島と同様のウイルスの流行が確認されました。アルボウイルス感染症以外の疾病予防にもつながりますので、吸血昆虫の発生しにくい農場づくりに努めましょう。

吸血昆虫が発生しないように定期的な畜舎周辺の草刈りや水たまりの除去、防虫ネットの設置、防虫剤や殺虫機等の利用や忌避剤（ペルタック等）の利用をお願いします。流死産や異常子牛の娩出が頻発する場合はアルボウイルス等の関与が考えられるので、診療獣医師や当所へご相談ください。なお、診断には胎盤、母牛血清が必要ですので材料の確保をお願いします。

ウイルス・病名	主な症状（成牛）	主な症状（胎子・子牛）
アイノウイルス	発熱、食欲不振、軽度の下痢、乳量減少	流産、死産、先天異常（関節湾曲、脳奇形）
シャモンダウイルス	成牛での臨床症状はほぼなし	死産、先天異常（脊柱湾曲、四肢変形）
イバラキ病	発熱、流涎、嚥下困難、咽頭麻痺、呼吸困難	流産はまれ



流涎



死産



先天異常

これらの病気の一部（アカバネ、イバラキ、チュウザン、アイノ、ピートンウイルス）はワクチンで予防ができ、吸血昆虫が活動を開始する前に接種することが大事です。一般的にはワクチンの抗体価は時間とともに低下することが知られており、初年度だけでなく毎年接種することが推奨されています。ワクチンにもいくつか種類があるため、担当の獣医師と相談し、積極的な接種をお願いします。

精液や受精卵の受渡には譲渡契約を結びましょう！

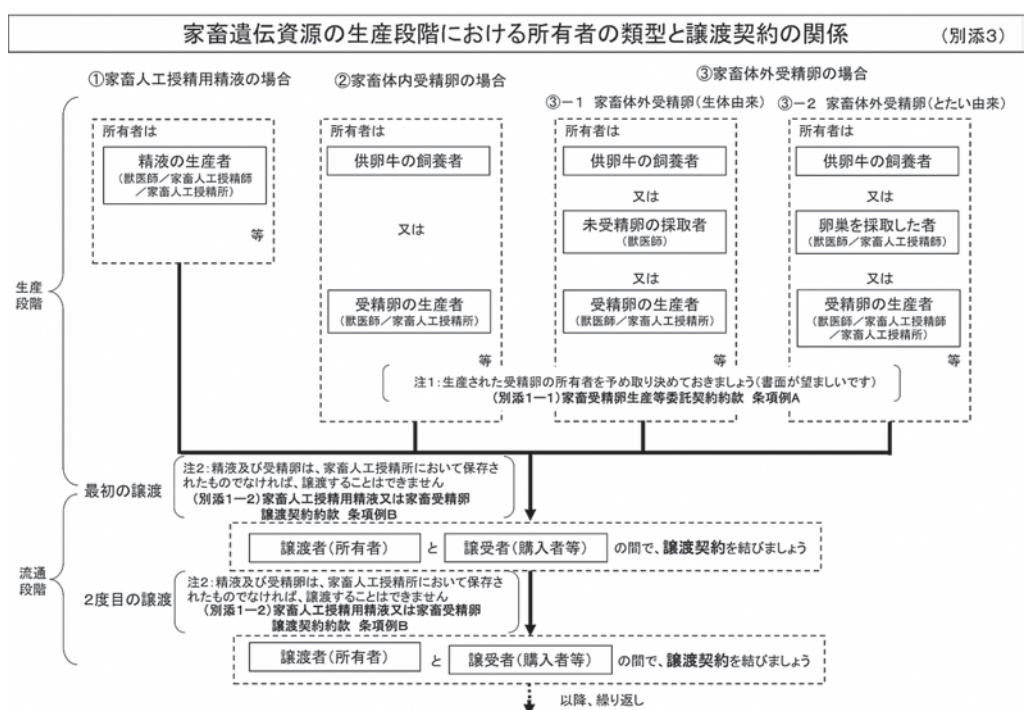
家畜遺伝資源の不適切な流通等を防止することを目的に生産事業者や譲渡者・譲受者間での譲渡契約を実施していただいている。有償・無償を問わず、精液や受精卵の譲渡は家畜人工授精所において保存されたもののみ認められています。令和5年時点で譲渡契約の締結状況は精液では100%ですが、受精卵においては84%となっています。受精卵は精液に比べて所有権や管理方法が曖昧になり、頻繁に譲渡することで、使用制限外の利用につながる恐れがあります。それを防止するためにも譲渡契約の締結を結ぶようお願いします。また、生産事業者は特定家畜人工授精用精液等（和牛の精液および受精卵）について「国外への持出の制限」を示す「R」の印字が推奨されています。

譲受した精液を家畜人工授精所の開設許可がない者が譲渡してしまったり、不適切な流通により、日本国外で利用されてしまった場合等、悪質な不正利用について刑事罰が科されることがあります。それを予防するため契約書を結ぶようお願いします。



譲渡契約書のひな形
農林水産省HP参照

譲渡契約の関係図



「母牛管理」が子牛発育改善のカギ

去る12月、五島家畜市場にて開催された五島地域肉用牛大学で鹿児島県農業共済組合の叶先生の講演を聴講しました。

発育のみえる化として、測定日・生年月日・性別・胸囲（メジャーで測定）から胸囲充足率や推定体重等が計算できるスマートフォンアプリの紹介があり、体重計に抱えて乗るのが難しい時期の子牛も簡単に評価できるとのことでした。

また、子牛の下痢が多発する農場では、牛口タウイルス・牛コロナウイルス・牛大腸菌が原因となる場合、下痢ワクチンの効果が得られる可能性はありますが、分娩前の母体の栄養不足に起因する場合、ワクチンの効果は低いとのことでした。

これは、私たちヒトと違い牛の胎子は分娩2ヶ月前から母体内で急速に大きくなることに関係しており、タンパクを中心とした増し飼いが重要です。

当所でも巡回時に分娩前の増し飼いを指導することができます。その際に農家さんから胎子過大による難産が心配、飼料等が高騰している等飼養管理を変えることへの不安を耳にすることもありますが、病気に強い子牛が生まれてくることで、治療にかかる費用や労力を減らすことができ、（出荷時の）発育良好な子牛が見込めます。

「子牛の治療が多いのは母牛が原因？」と心配な方は当所や診療所の先生に相談してください。